

1 基本報酬

| | | | | | |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小規模多機能型居宅介護費 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| | 10,320単位 | 15,167単位 | 22,062単位 | 24,350単位 | 26,849単位 |

| | | |
|------------------|---------|---------|
| 介護予防小規模多機能型居宅介護費 | 要支援1 | 要支援2 |
| | 3,403単位 | 6,877単位 |

2 加算

初期加算 30単位/日

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所への入院後に小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合。

認知症加算 (Ⅰ):800単位/月

(Ⅱ):500単位/月

(Ⅰ):日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)の場合。

(Ⅱ):要介護2に該当し、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅱ)の場合。

若年性認知症利用者受入加算 介護 800単位/月

予防 450単位/月

若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

総合マネジメント体制強化加算 1,000単位/月(限度額管理の対象外)

・利用者の心身の状況又はその家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。

・利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等と交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)イ:640単位/月

(Ⅰ)イ:研修等を実施しており、かつ、従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上であること。

介護職員処遇改善加算 (Ⅱ):所定単位数の7.4%を加算

※地域区分 白岡市(6級地):小規模多機能型居宅介護 = 1単位あたり10.33円

※介護保険負担割合証の割合に応じた負担となります。